

農地利用の最適化の推進について

1 平成28年度の農地集積等の状況 (P2~3)

- ① 全国の機構の実績は、前年度までは取組が容易な地区での活用が図られたものの、集積に向けた新たな取り組みの掘り起こしが十分ではなかったため減少。
- ② 広島県においても同様であり、今後は、農地の受け手の掘り起こしや受け手の意向等を的確に把握するとともに、地域の話し合いを更に進める必要。

2 基盤整備部局等との連携によるほ場の整備や耕作放棄地の解消 (P6~8)

- ① 土地改良法等が一部改正され、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、農業者の費用負担や同意を求めない県営の基盤整備事業を創設。
- ② 今後は、農地の所有者の意向を把握している農業委員会と規模拡大意向の農家の情報を持つ機構が、基盤整備部局や土地改良区と連携し、担い手のニーズにあった営農条件の整備や耕作放棄地の解消を図っていくことが重要。

3 最適化推進委員が中心となった地域の話し合いの推進 (P9~13)

- ① 広島県では、29年中に9割の農業委員会が新体制に移行。
- ② 今後は、最適化推進委員が中心となって、地域の「人と農地の問題解決」に向けて、地域の話し合いを進めていくことが重要。
- ③ そのためにも、農業委員会や市町は、機構や県等と連携し、最適化推進委員が行う活動内容や機構との連携方法・役割分担を明確にして、「人と農地の問題解決」に向けて取組を進めることが必要。

4 機構は地域の「人と農地の問題解決」に向けて最も有効なツール

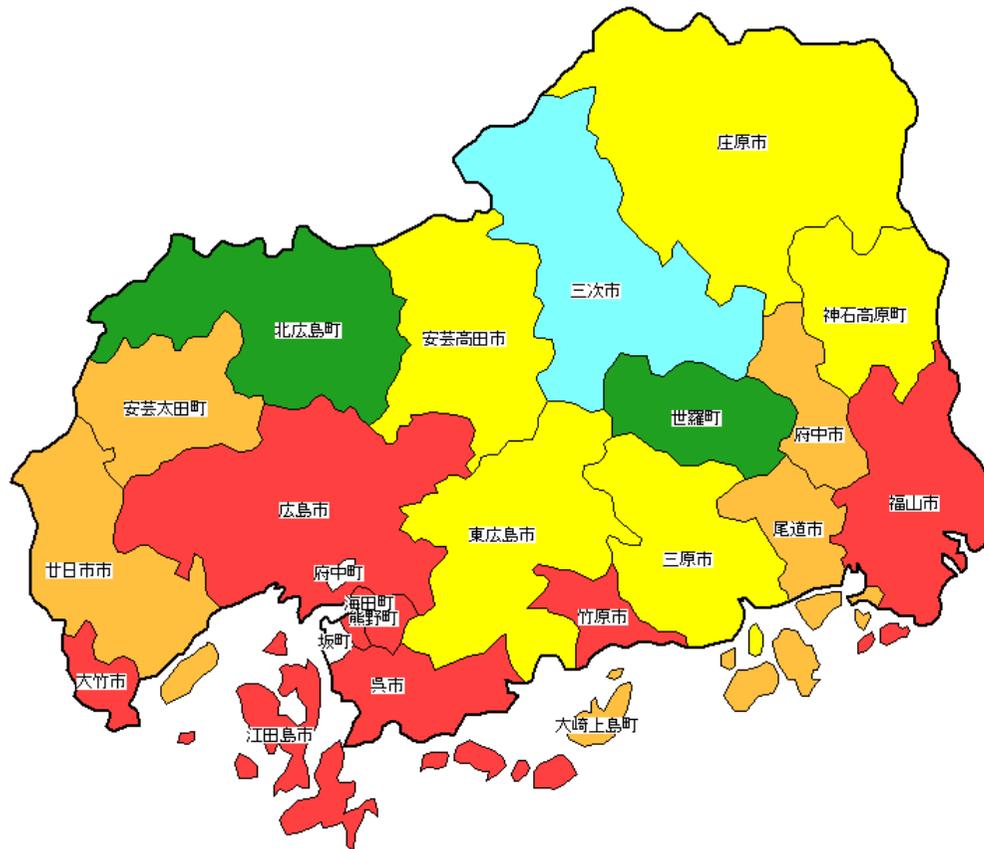
- ① 機構は、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消などを目的として整備された組織であり、「人と農地の問題解決」に向けて、最も有効なツール。
- ② 地域の将来を見据えて、このツールを農業委員会や市町等の組織が中心となって活用することが必要。

5 関係機関がチームとなった取組の推進 (P14~16)

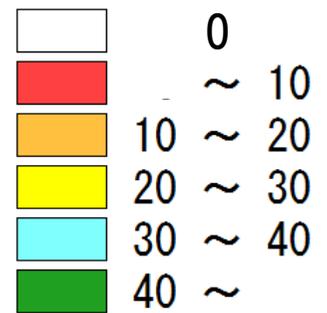
- ① 地域が抱える「人と農地の問題」に対して、市町や農業委員会を中心として、関係機関がチームを作り、現状と問題を洗い出し、
- ② 問題の解決に向け、「誰が」「どんな役割を担って」「何を」するのかを明確にし、チームとして取り組むことが必要。
- ③ 「人と農地問題の解決に向けた取組」にあたっては、機構というツールと関連する施策を上手く活用することが効果的。

担い手の農地利用集積率(29年3月末時点:広島県)

市町村名	集積面積 (ha)	集積率 (%)
広島市	184.6	6.7
呉市	52.0	2.1
竹原市	53.4	8.5
三原市	1,088.6	24.3
尾道市	355.6	11.0
福山市	222.4	5.7
府中市	154.2	15.9
三次市	1,876.1	31.8
庄原市	1,669.5	23.1
大竹市	0.3	0.2
東広島市	1,512.3	20.6
廿日市市	96.1	11.3
安芸高田市	1,228.9	28.2
江田島市	37.6	5.9
府中町	農振地域なし	—
海田町	農振地域なし	—
熊野町	3.6	1.5
坂町	農振地域なし	—
安芸太田町	100.8	17.2
北広島町	1,562.2	41.8
大崎上島町	66.0	10.2
世羅町	1,553.5	46.5
神石高原町	462.9	21.4
広島県計	12,280.5	22.1



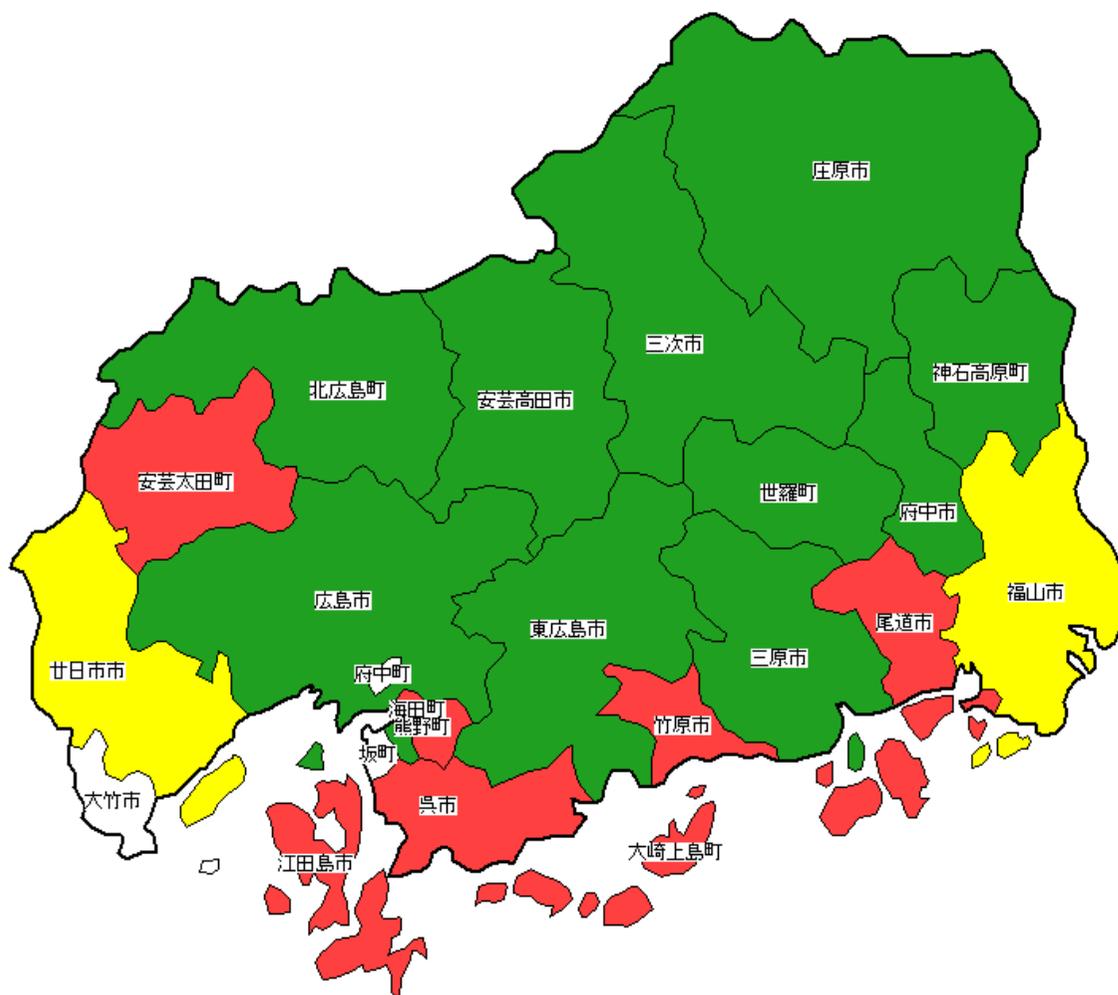
単位: %



機構から受け手への転貸面積(29年3月末時点累計:広島県)

機構転貸面積(ha)

市町村名	面積
広島市	60.1
呉市	0.2
竹原市	0.3
三原市	157.7
尾道市	8.1
福山市	22.4
府中市	52.2
三次市	148.4
庄原市	200.2
大竹市	
東広島市	771.3
廿日市市	23.4
安芸高田市	374.0
江田島市	0.2
府中町	農振地域なし
海田町	農振地域なし
熊野町	3.0
坂町	農振地域なし
安芸太田町	0.6
北広島町	176.2
大崎上島町	0.4
世羅町	465.1
神石高原町	65.7
広島県計	2,529.7



単位:ha

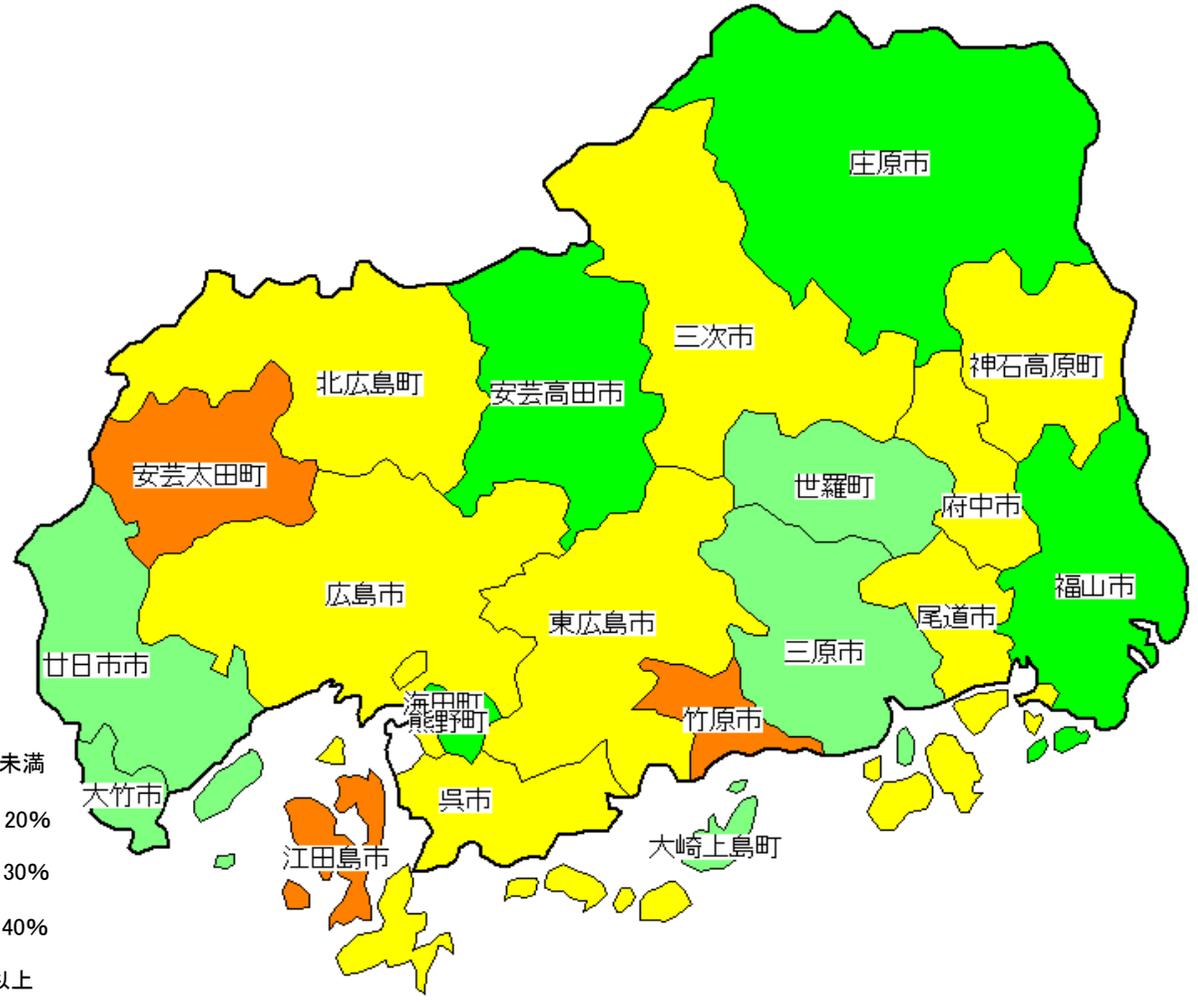


広島県における農業就業人口の動向(H22~H27)

農業就業人口

単位:人

	平成22年	平成27年	対比
広島県計	46,483	37,949	81.6%
広島市	3,232	2,570	79.5%
呉市	2,355	1,825	77.5%
竹原市	602	381	63.3%
三原市	3,613	2,946	81.5%
尾道市	3,720	2,904	78.1%
福山市	3,069	2,765	90.1%
府中市	798	635	79.6%
三次市	4,737	3,585	75.7%
庄原市	4,970	4,817	96.9%
大竹市	166	144	86.7%
東広島市	6,815	5,202	76.3%
廿日市市	744	669	89.9%
安芸高田市	3,057	2,893	94.6%
江田島市	519	333	64.2%
府中町	-	-	-
海田町	47	26	55.3%
熊野町	210	215	102.4%
坂町	-	-	-
安芸太田町	486	328	67.5%
北広島町	2,640	2,072	78.5%
大崎上島町	498	402	80.7%
世羅町	2,242	1,801	80.3%
神石高原町	1,958	1,428	72.9%



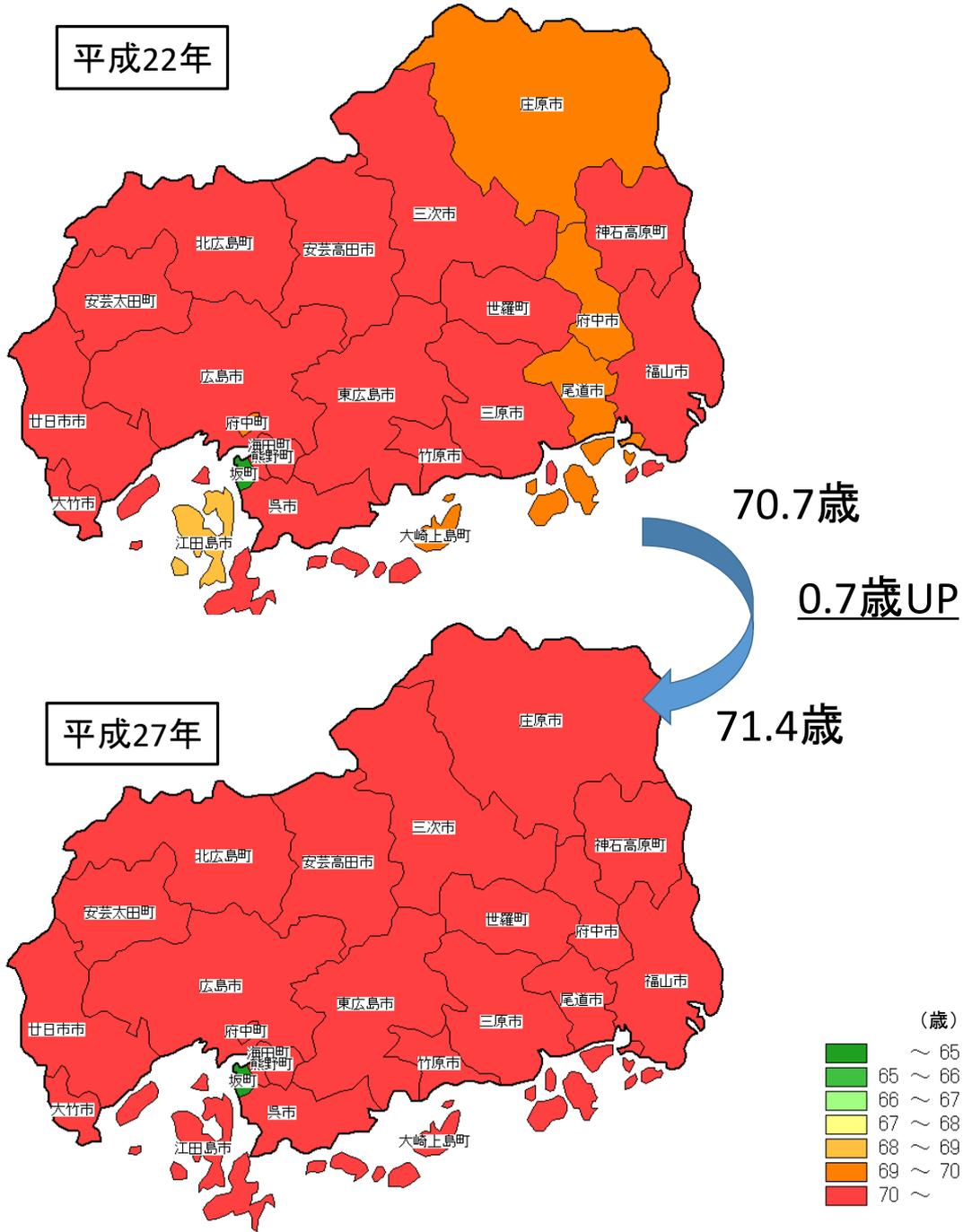
基幹的農業従事者の平均年齢の推移(広島県)

広島県の平成27年の基幹的農業従事者の平均年齢は、平成22年から0.7歳増え平成27年には71.4歳となり、さらに高齢化が進んでいます。
 特に竹原市、三原市、府中市、安芸高田市、熊野町、安芸太田町、世羅町、神石高原町において平均年齢が72歳を超えています。

単位：歳

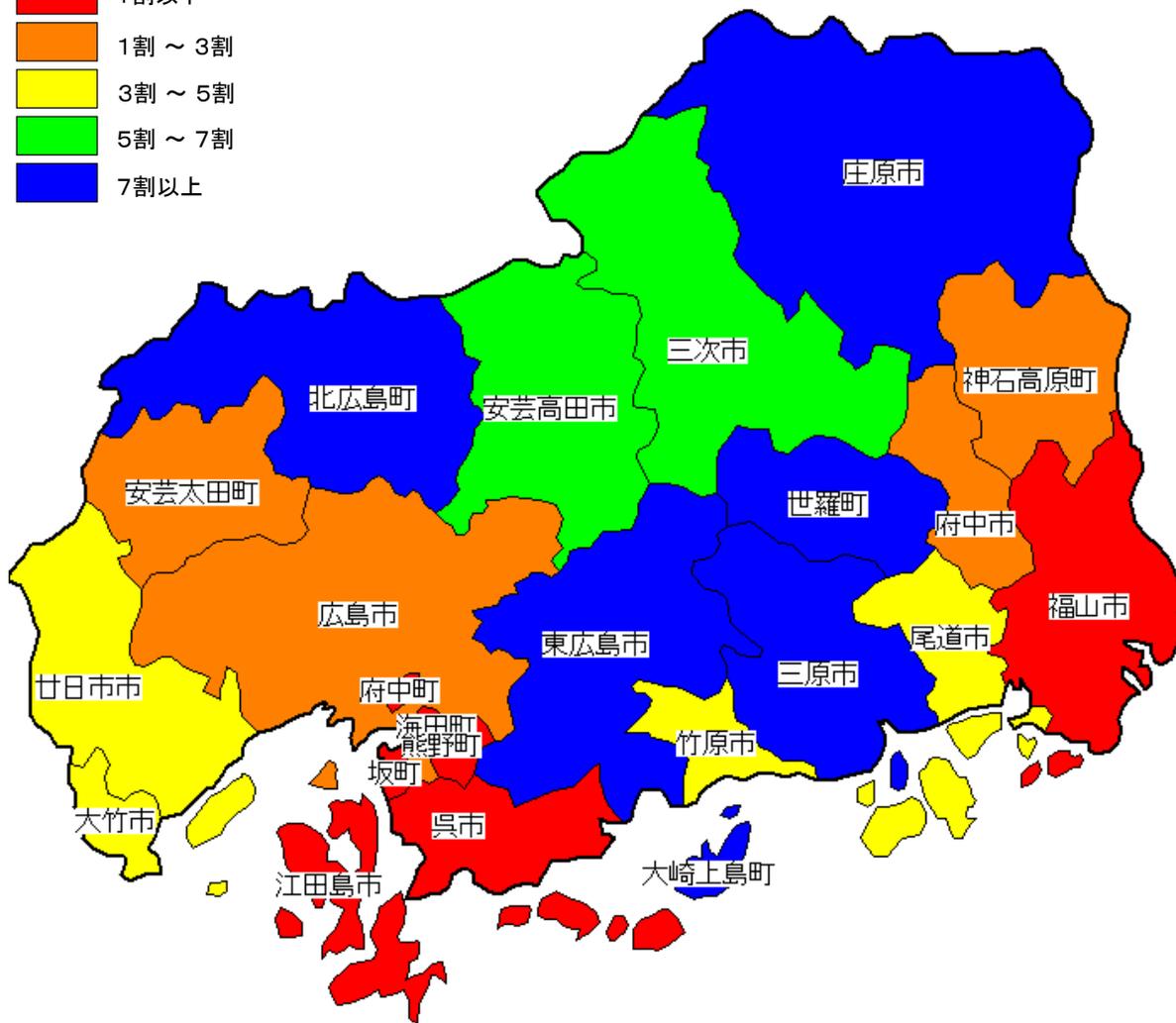
市町村名	平成22年	平成27年
広島市	70.2	70.3
呉市	70.8	71.4
竹原市	70.6	72.0
三原市	71.4	72.6
尾道市	69.6	70.2
福山市	70.3	70.7
府中市	69.9	72.3
三次市	70.7	71.6
庄原市	69.7	70.9
大竹市	71.6	71.8
東広島市	71.3	71.7
廿日市市	70.4	70.8
安芸高田市	71.7	72.1
江田島市	68.9	70.1
府中町	69.0	77.7
海田町	70.8	71.0
熊野町	71.3	72.8
坂町	0.0	0.0
安芸太田町	72.9	74.6
北広島町	70.3	70.8
大崎上島町	69.8	71.1
世羅町	71.6	72.0
神石高原町	71.7	72.8
広島県平均	70.7	71.4

資料：2010・2015農林業センサス



広島県のほ場整備(田の30a程度以上区画整備済面積)の状況(平成26年3月末時点)

- 1割以下
- 1割～3割
- 3割～5割
- 5割～7割
- 7割以上



中国四国地方の県別ほ場整備
(田の30a以上区画整備済面積)の状況(平成26年3月末時点)

単位:ha

	田面積		割合
		30a程度以上 区画整備済 面積	
鳥取県	23,700	15,280	64.5%
島根県	30,300	13,979	46.1%
岡山県	52,200	25,081	48.0%
広島県	41,900	22,915	54.7%
山口県	39,700	18,745	47.2%
徳島県	20,400	2,934	14.4%
香川県	25,900	6,298	24.3%
愛媛県	23,400	6,111	26.1%
高知県	21,300	6,760	31.7%
中国四国	278,700	118,102	42.4%

農地中間管理機構関連農地整備事業

- 農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けしないおそれ。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。
- このため、機構が借り入れしている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

①農地整備

対象工種： 区画整理、農用地造成
附帯事業： 機構集積推進事業（推進費）等
【推進費は事業費の12.5%等（全額国費）】

②実施計画策定等

内容： 計画策定 等
【実施期間： 2年以内】

補助率： 定額、1/2等

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・ 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・ 事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連理化した農地）
- ・ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
- ・ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

【転用防止措置】

- ・ 農用地区域からの除外は農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可
- ・ 所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収することが可

※ 機構は、農地中間管理権を取得する際及び貸付けの相手方に転貸する際に本事業が行われ得る旨を説明

平成35年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換に取り組むことが重要。
- このため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等により多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。加えて、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

① 区画整理、農地造成

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等ができるよう、基盤整備に係る事業費の12.5%等を交付します〔定率助成(1/2等)〕。

区画整理、農地造成

次の要件を満たす場合は、12.5%等の推進費を交付

- ・ 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定
- ・ 農地中間管理権の設定期間が15年間以上
- ・ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上
- ・ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上

② 上記以外の工種（用排水施設、農作業道 等）

上記以外の工種（用排水施設、農作業道 等）

- ・ 農地中間管理権の設定割合・集団化のレベルに応じて推進費を段階的に交付（最大で12.5%）

農地中間管理権の設定割合	基本	集団化加算(注)	計
85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%
75～85%	7.5%	+3.0%	10.5%
65～75%	6.5%	+2.0%	8.5%
55～65%	5.5%	+1.0%	6.5%

(注) 農地中間管理権を設定する農地のうち、担い手への農用地の集団化割合が8割以上の場合

【高収益作物への転換に取り組む場合】

左記の事業内容に加えてソフト支援

- ※ 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換(要件)
- ※ 上記要件を満たす場合に上限500万円/地区(年基準額)を支援

○ 高収益作物転換プラン作成支援(最大2年)
プラン作成に係る調査・調整、需給動向把握、販売先調査 等

○ 高収益作物導入支援(最大5年)
技術習得方法の検討と実践、経営展開支援、現場研修会開催 等

- ※ 必要に応じて、実証展示ほ場の設置、導入1年目の種子・肥料、農業機械リース 等も支援〔定率助成(1/2等)〕

【農業者の自力施工を活用した整備に取り組む場合】

簡易な基盤整備(区画拡大、暗渠排水、客土、除稈等)を定額単価(10a当たり等)で助成

※ 任意で以下に取り組む場合には追加支援

- ・ 中心経営体に集約化(面的集積)する農地を対象とする場合には、定額単価を2割加算
- ・ さらに、農地中間管理権を設定しつづ、新たに高収益作物への転換を図る農地を対象とする場合には、定額単価を更に3割加算

(合計5割加算) [拡充]

2. 実施要件

- 総事業費200万円以上
- 受益者数2人以上
- 農地中間管理機構との連携概要の策定
- 事業実施区域は農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は重点実施区域指定見込みの区域

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等

農地利用最適化推進委員の皆様をお願いしたいこと（抜粋版）

一つ目の重要な役割 『担い手への農地集積・集約化の推進』

1 人・農地のマッチング

- 推進委員には、集落・地域での話合いや個別相談など地元に着した活動を行い、農業者の意向や農地の情報を把握し、人と農地のマッチングが求められています。
- 推進委員の第一の重要な役割は、「農地の有効利用の意義・重要性を地域に伝えること」です。このことを踏まえ、それぞれの集落・地域において徹底的な話合いを行い、集落・地域が抱える「人と農地の問題を解決」するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の作成・見直しにつなげて下さい。

2 まずは世間話から。少しずつ農業者の相談に乗る

- まずは、戸別訪問や集落の寄り合いなどを通じて、推進委員として活動をしていることを知ってもらうことが重要です。
- このため、最初は世間話から始めても構いません。少しずつ農業者の経営改善、後継者問題にも踏み込むなど、話を聴き相談に乗るようにして下さい。

3 集落・地域での話合への積極的な参加

- 後継者がいない農地を誰が担うのか、耕作放棄地をどうするのかなど、5年後、10年後の地域の農業をどうするのかを集落・地域で徹底的に話し合い、その結果を「人・農地プラン」としてまとめています。
- 推進委員は、この話合いに積極的に参加するとともに、関係者に多く参加してもらうように、担当区域の方々に出席の声かけをして下さい。

4 日頃から、農地の出し手や受け手の意向などの情報収集が重要

- 農地の出し手となる者の農地の貸付けなどの意向や農地の受け手となる者の意向を必ずしっかりと聴き取って下さい。
- 入手した農地情報については、必ず農業委員会事務局に報告して下さい。

5 農地に対する意向を記載した地図を話合いで活用することが効果的

- 農地の出し手や受け手の意向を地図に落とし、集落・地域での話合いの場で活用することで、将来に向けて担い手への農地利用の集積・集約化への理解も深まり、新たな農地の出し手や受け手の発掘にもつながります。

6 農地の集積・集約化には、農地中間管理機構との連携が最も効果的

- 農地中間管理機構は、全ての市町村にコーディネーターを配置していないため、現場での農地利用の調整は、農業委員会の協力が必要となります。
- この農地利用の調整を担うのが推進委員の役割であり、農地の出し手と受け手の意向を足で稼いで、農地利用の集積・集約化につながる案件を掘り起こして下さい。
- また、収集した情報は、市町村担当部局や農地中間管理機構とも必ず共有した上で、機構の活用につなげて下さい。

二つ目の重要な役割 『遊休農地の発生防止・解消』

7 遊休農地の発生防止・解消も必須の業務

- 推進委員の第二の重要な役割は、「農地の遊休化を防止すること」です。
- このため、日頃から、担当区域を巡回する際には、①遊休農地はどこか、②将来的に遊休農地になる可能性がある農地はどこか、③後継者がいない農業者の農地はどこかなどを確認し、記録に残すようにして下さい。
- また、これらの農地所有者を訪問して、将来の農地所有の意向を含めて相談に乗って下さい。その際、農地中間管理機構を活用することを提案して下さい。

三つ目の重要な役割 『新規参入の促進』

8 『地域の中心となる担い手の発掘・育成と新たな担い手の確保』

- 農地を守り、地域を維持していくためには、新たな担い手を確保することも重要です。推進委員の第三の重要な役割は、「新規参入を促進すること」です。
- 推進委員は、常に、現在の中心となる担い手は誰か、新たに誰を中心となる担い手に加えるとよいかなどを考えながら、人と農地のマッチングを進めて下さい。
- また、推進委員は、地域の農業者だけではなく、農業委員会事務局や関係機関と情報共有を図りながら、新規就農者等の新たな担い手の確保に取り組んで下さい。

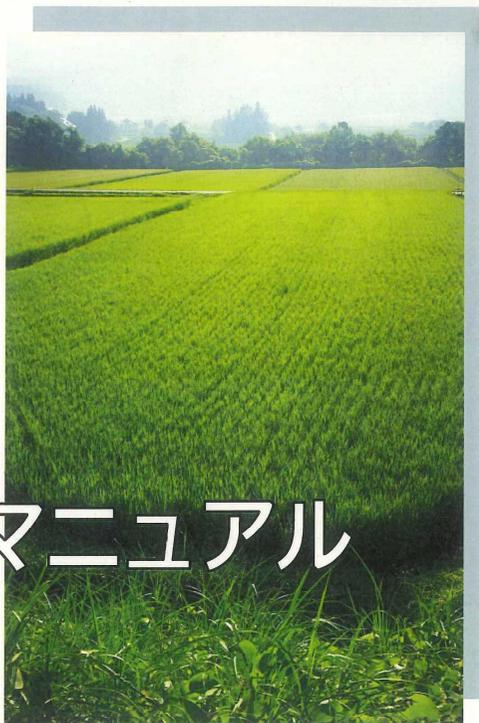
9 農業委員との連携が重要

- 農業委員会の最も重要な業務となった農地利用の最適化の推進の成果をあげるためには、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていくとともに、二人三脚でその推進に取り組むことが重要です。

10 人・農地問題の解決に向けた中心的な役割を果たすために

- 担当区域での様々な相談等に推進委員が全て一人で対処することは困難ですので、困った場合には、農業委員や農業委員会事務局と相談して下さい。

最適化活動マニュアル



平成29年7月
松江市農業委員会



〇〇地区

1. 実際の活動に入る前の諸準備と確認事項

自分の活動スケジュールの作成

担当地区の活動計画(11月下旬頃までに事務局が作成)を基に、自分の具体的な活動スケジュールを作成しましょう。



◆活動計画が作成されるまでの間は、担当地区の話合いに積極的に参加したり、農業委員会事務局の依頼や助言をもとに農家訪問するなど、まずは自分の活動を知っていただくとともに、地域の農地や農業に関する情報収集を行きましょう。

活動内容の記録

行った活動は、内容や時間にかかわらず必ず日誌に記録しましょう。

◆どんなに些細な活動(電話等)でも、農業委員会全体での活動量の把握や、一部報酬に反映するための資料作成に必要となりますので、面倒でもこまめに記録を付けてください。



活動時の携行品と服装

現場活動にあたっては適切な服装で、必需品を携行しましょう。

◆農業委員会キャップや農地で動ける活動靴を着用しましょう。立入調査の身分証明書、最適化活動マニュアル、活動日誌、筆記用具などを携行しましょう。

活動心得(心構えと注意点)



◆最初は世間話から始めても構いません。少しずつ各農業者の意向、後継者問題などに踏み込むなど、幅広く話を聴いたり相談に乗るようにしましょう。

◆農家の意向に対して即答できないもの、又は解決策等の提示に時間がかかるものなどは、速やかに事務局あるいは該当の関係機関に相談(連絡)しましょう。

◆農家に(法令上又は現実的に)出来ないことをお願いされたときは、無理をせずに断りましょう。

◆特に担当地域の認定農業者や中心経営体(人・農地プランで位置付け)に対して、今後の経営耕地の方向性(拡大・維持・縮小など)や借受条件に関する聞き取りを行い、貸し借りのマッチングの判断の際に有効となるデータをまとめよう。

◆困難な案件に対しては、同地区の委員と一緒に取り組むとともに、事務局から助言、提案してもらうなど、中長期的な視点で継続的に取り組みましょう。



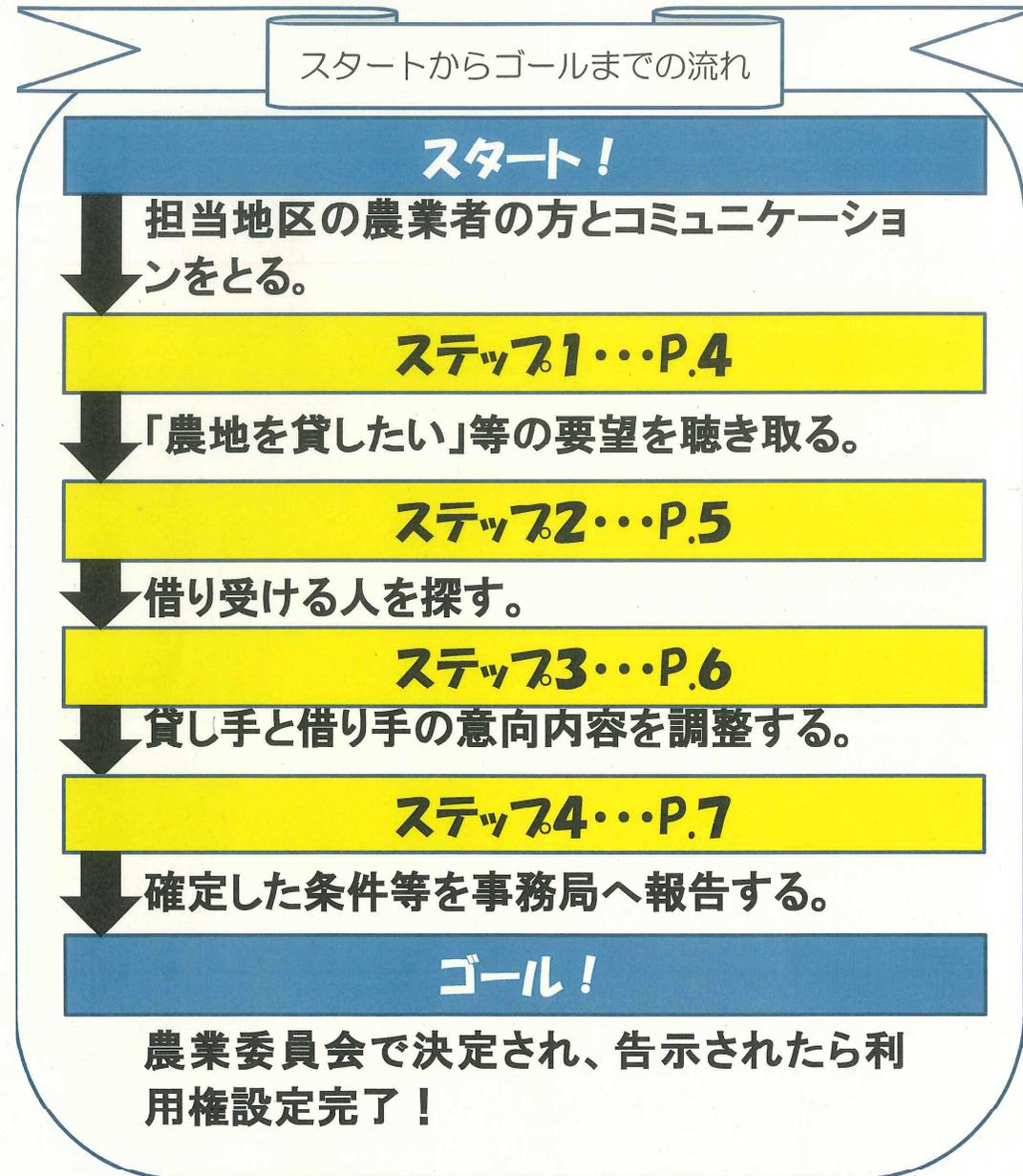
◆なかなか直ぐには農地利用最適化の成果に結びつかないと思われかもしれませんが、地道な現場活動による各種情報収集や各農家との交流が、確実に将来に活かされますので、モチベーションを高く持って取り組みましょう。



2. 分類別の活動詳細フロー



①利用集積(農地の貸し借りの調整)活動の流れ





②遊休農地の発生防止・解消に向けた活動の流れ

スタートからゴールまでの流れ

スタート!

日頃の農地パトロール及び利用状況調査(毎年1回: 8月~9月頃)を行う。

ステップ1...P.9

- ①現場で耕作状況を確認(遊休農地を把握)する。
- ②農家の利用意向確認(耕作放棄地予備軍を調査)をする。

ステップ2...P.11

集めた情報を分かりやすく一覧表にしてまとめる。
※情報とは遊休農地+耕作放棄地予備軍についての今後の農家の利用意向

ステップ3...P.12

活動の優先順位を決めて、それぞれ農家の意向に沿った指導(耕作・保全管理)または受け手探しを行う。

ゴール(解消)

自ら又は受け手が耕作している状態
又は
保全管理の状態(草刈り等を行い常に耕作できる状態)



③新規就農、企業参入の支援活動の流れ

スタートからゴールまでの流れ

スタート!

新規就農(U-Iターン含む)、企業参入に関する情報が入手できた。

ステップ1...P.14

その情報を市の新規就農担当 吉儀(電話:55-5224)へ連絡する。

ステップ2...P.15

市から相談のあった支援策について確認し、その内容を決定する。

※支援策の例:農地のあっせん、遊休ハウス・機械のあっせん、地域の協力者の紹介など。

ステップ3...P.16

決まった支援策に基づいて手助けを開始する。

ゴール!

新規就農、企業参入による営農開始。

地域の課題解決に向けたチームによる話し合いと農地中間管理機構の活用

中国四国地域は、中山間地域が多く地形条件・ほ場条件に恵まれないため、高齢化・担い手不足が急速に進んでいます。地域を守り、優良な農地を次世代に繋いでいくためには、関係者がチームとなって徹底的に話し合い、各種施策と農地中間管理機構を上手く連携させて、地域の課題解決に向けて取組を進めることが重要です。

地域の課題

- 中山間地域・ほ場条件が悪い
- 高齢化・担い手不足
- 遊休農地の増加
- 作る作物・売れる作物がない
- 鳥獣被害が増加 etc.

解決に向けて

地域と関係機関がチームを作り話し合い

【地域】

- ・担い手、出し手農家、集落組織 等

【関係機関】

- ・市町村、農業委員会、JA、土地改良区、県、機構 等

対応方向

- ・課題の整理
- ・守るべき農地の確認
- ・担い手と出し手農家の把握
- ・農家の意向確認
- ・連携と役割分担を確認
- ・将来ビジョンの検討 等

各種施策と機構の連携による取組事例

果樹の新規就農者確保（愛媛県松山市ほか）

- ・全国屈指の中晩柑類の産地を持つJAえひめ中央は、出荷者の減少と高齢化に対して危機感。
- ・新規就農者を確保するため、JAが研修ほ場を開設。
- ・機構による研修修了生への就農用園地の斡旋のほか、地域でまとまって園地を担い手等に集積する取組を推進中。



- ①' 農業強競争力基盤整備事業、農地耕作条件改善事業 等
- ②' 経営体育成支援事業、農業経営力向上支援事業 等
- ③' 農業次世代人材投資事業、農地中間管理事業推進事業 等
- ④' 機構集積協力金交付事業 等
- ⑤' 果樹農業好循環形成総合対策事業、産地パワーアップ事業 等
- ⑥' 水田活用直接支払い交付金 等
- ⑦' 多面的機能支払い交付金、荒廃農地等利活用交付金 等

活用可能な補助事業等

- 地域の将来を確かなものに**
- ① 基盤整備の実施
 - ② 集落営農の組織化・法人化
 - ③ 新規就農・企業参入の促進
 - ④ 担い手への農地の集積・集約化
 - ⑤ 収益作物の栽培、改植の推進
 - ⑥ 耕畜連携の推進
 - ⑦ 良好な農村景観の保全 等

企業参入による施設園芸栽培（高知県日高村）

- ・担い手確保の取組として、県が企業の農業参入を推進。
- ・大阪の企業が日高村で施設によるミニトマト栽培をすることとし、県と村、JAの協力により、次世代型ハウスの整備を決定。
- ・ハウスの整備にあたって、機構の重点実施地区に指定し、耕作条件を改善するとともに、機構活用による農地の貸借を実施。

基盤整備によるレモンの団地化（広島県大崎上島町）

- ・柑橘の栽培が盛んな離島で、JAのレモンの取扱高は全国屈指。町が大手飲料メーカーとレモン振興の協定を締結。
- ・レモンの更なる振興のため、JAや県、機構等と連携し、基盤整備によるレモン団地の造成と担い手への集積を推進。
- ・島内では、他にも機構を介したレモン等の改植を推進中。



機構のメリットを活かした各種施策との連携

出し手

- ① 機構は、公的な機関なので安心して農地を貸せる
- ② 貸付期間が満了したら、農地は確実に返還される
- ③ 機構が借り受けた農地は、機構が責任を持って管理
- ④ 賃料は確実に支払われ、借り手との交渉の必要も無い
- ⑤ 機構に農地を貸し付けてリタイア等する者や、まとまって機構に農地を貸し付ける地域に機構集積協力金を措置 等

機構のメリットを上手く活用

受け手・地域

- ① 所有者との交渉や賃料の支払いも機構のみで、事務等の省力化が可能
- ② 担い手の機械・施設整備への支援（経営体育成支援事業）
- ③ 新規就農者の経営開始等への支援（農業次世代人材投資事業）
- ④ 規模拡大に取り組む担い手への金融支援（スーパーL資金金利負担軽減措置）
- ⑤ 農業者の申請・同意・費用負担無しによる新たな県営基盤整備事業の創設
- ⑥ 機構の重点実施地区において、区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備の実施
- ⑦ 機構が行う果樹園地での面的な改植や園地集約に対する加算 等

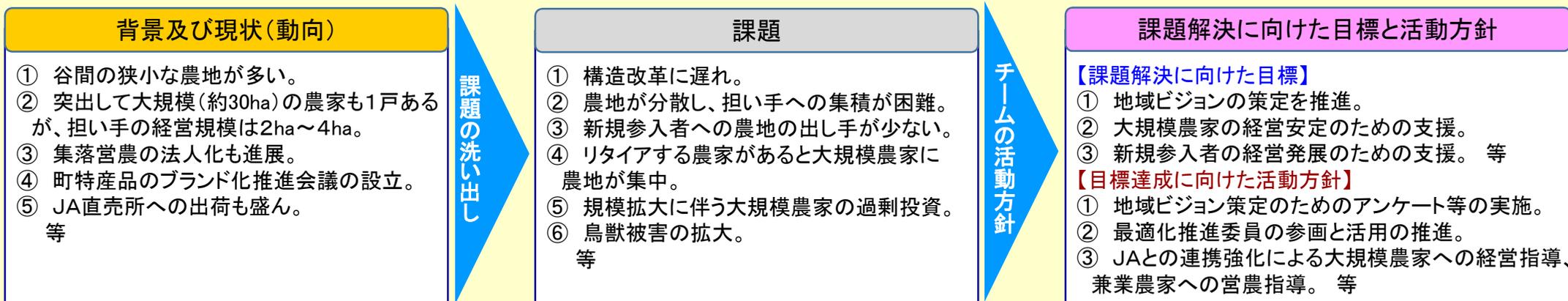
関係機関がチームとなって「地域の人と農地の問題解決」に向けて取り組む鳥取県の事例

- 鳥取県では、市町村、農業委員会、JA、土地改良区、県出先（機構・普及・基盤整備）、機構等の関係機関を構成員とする「人・農地問題解決に向けた推進チーム」を平成28年度に全市町村に設置。
- 推進チームは、人と農地の問題を解決するため、関係機関の連携をより一層密にし、担い手や集落の意向を把握して、地域の実態に即した取組を推進。
- チームが連携して地域に入り、地域の方々自身がどうするのかを話し合い、行動に移してもらうよう促す。
- 地域の課題を解決し、地域の将来を明確化するためには、「人・農地プラン」「農地中間管理事業」「土地改良事業」「多面的機能維持支払い制度」を組み合わせることで取り組むことが有効であることを説明し、地域の話し合いを促進。

1. A町での関係機関の役割分担と活動の事例

	市町村	農業委員会	JA	県出先	機構
役割	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興、担い手育成 地域ビジョンの策定 地域への働きかけ等の主体 チームの事務局 等 	<ul style="list-style-type: none"> 農地の利用調整 農地利用の最適化の推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> 営農指導、農産物集荷 リース事業、融資事業 TAC機能の発揮 等 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、JAへの働きかけ 話し合いの進行 先行事例の紹介 等 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手への農地集積 新規就農者の育成と支援 JAと連携した大規模農家へのアプローチ 等
活動の具体例	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員・最適化委員の育成 地域プラン策定 自治組織の参画推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員・最適化委員の役割の明確化 遊休農地対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手のネットワーク化 兼業農家への指導 大規模農家のコスト減 等 	<ul style="list-style-type: none"> 活動全体コーディネート 指導農業士の活用 等 	<ul style="list-style-type: none"> 他地域の担い手や企業の参入支援 農大研修、農の雇用連携 就農相談・就農研修 等

2. A町の課題解決に向けたチームの活動方針の事例



3. 鳥取県の農地中間管理事業の実績

	平成26年度実績			平成27年度実績			平成28年度実績		
	借入	転貸	新規	借入	転貸	新規	借入	転貸	新規
鳥取県	663ha	423ha	112ha	618ha	713ha	300ha	724ha	744ha	388ha
A町	—	—	—	1ha	—	—	28ha	22ha	1ha

日本農業新聞

高まる共助体制の必要性

営農継続 広域結束で

担い手に農地集約が進む一方で、その担い手が急死するなど不慮の事態に、どう地域の営農を継続させるか。特に中山間地の担い手組織が少ない地域で、共助体制の必要性が高まっている。鳥取県日南町では昨年5月、約50人の地権者から44杉の耕作を請け負っていた農家が亡くなった。事態を受け、町内の法人や農家が結束、共助の力で営農を継続した。同町の農家は、「今回のようなリスクや個々の負担を減らすには、広域で共助体制や面的集約の仕組みを話し合う必要がある」と指摘する。

(橋本陽平)

鳥取県日南町



初めての農地で栽培に苦労しながらも、地域の農地を皆で守る意識を強調する木山さん(左) (鳥取県日南町で)

不測に備え課題共有

亡くなった農家は農地26杉を借り受け、18杉の農作業受託を手掛けていた。1枚5杉未満と狭い未整備の農地、車で20分かかる場所など、条件不利地も預かっていた。

営農を継続させるため、町は昨年7月、町内の大型農家や法人関係者ら約20人を集め、座談会を開催。故人と地権者との貸借や作業受託の契約を解消し、担い手に農地を再分配するよう提案した。貸借期間は原則10年とし、借り手が誰になるかは白紙委任とした。

「大変な状況は皆理解

していたし、管理できない地権者も多く、了承を得るのに時間はかからなかった」(町農林課)。一部で自己保全管理地が出たが、大半は耕作を継承。自分たちで法人を設立した集落もあった。

茶屋集落の農事組合法人矢原一心ファームは、故人が引き受けていた隣集落の4・4杉を引き継いだ。親交が深かった代表の木山篤志さん(64)は「隣の集落だし条件不利地もあるが、こういう時は助け合わなきゃ、という思いだった」と語る。

2月1日現在の同県の

集落営農法人は79(農水省統計)と5年で倍増したが、200を超え島根、広島、山口と比べると少ない。個人への依存が高い分、今回のようなリスクもはらむ。担い手

が個別に依頼を受けて耕作を上げた結果、分散経営(さくほ)で作業効率が悪い場合もある。昨年6月、日野郡(日南、日野、江府の3町)の集落営農法人など16経

営体が「日野郡中山間営農ネットワーク協議会」を結成した。会長を務める(株)ファームインク代表の古都久志さん(68)は「互いの営農状況や課題を共有し、不測の事態に備える。入り組んだ農地の権利関係や水利など壁は多いが、面的集約を話し合う場としたい」。